

令和5年1月吉日

「2023 計算特訓講座」受講生の皆様へ

**計算特訓テキスト 複素数計算モード**  
**不鮮明な画像に対する補足**

この度は弊社「2023 計算特訓講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座で使用するテキスト「計算特訓テキスト 複素数計算モード (CU23146)」におきまして、画像が不鮮明な箇所があることが判明いたしました。つきましては、該当箇所について下記の通り補足させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

該当箇所	23 計算特訓テキスト 複素数計算モード (CU23146) 194 頁、199 頁、208 頁、214 頁
補 足	本ご案内の2枚目以下 と差替えて頂きますようお願い申し上げます。

以上

(株) 東京リーガルマインド  
コールセンター

0570-064-464

平日 09:30~20:00

土・祝 10:00~19:00

日 10:00~18:00



CU23149

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。

※固定電話・携帯電話共通 (PHS・IP 電話からはご利用できません)。

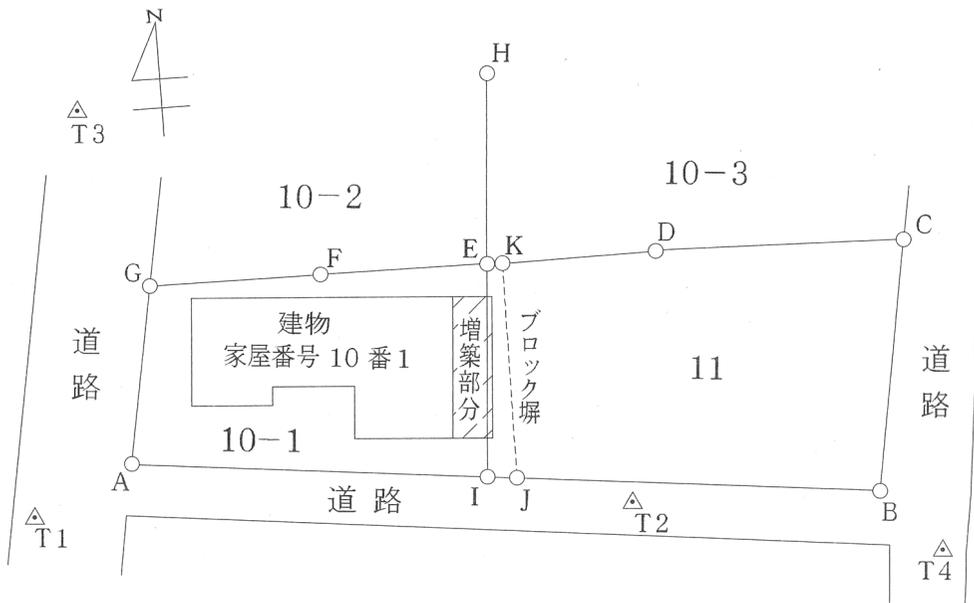
## 8-2 第2問 (平成30年第21問より)

土地家屋調査士海川一郎が、次の〔調査図素図〕に示すA市B町三丁目11番の土地(以下「乙土地」という。)を、B、C、D、K、J及びBの各点で囲まれた雑種地の部分(以下「(イ)部分」という。)と、E、I、J、K及びEの各点で囲まれた宅地の部分(以下「(ロ)部分」という。)に分割する、土地一部地目変更分筆登記を申請するものとして、

- ・ D点及びI点の座標値
- ・ (イ)部分及び(ロ)部分の地積(申請書に記載する地積)
- ・ 地積測量図に記録する筆界点間の距離

をそれぞれ計算して求め、後記【第2問解答記載欄】に記載しなさい。

〔調査図素図〕



(注) A点からI点までの各点は、筆界点を示し、実線は筆界線を示す。

I点は、A点とB点を結ぶ直線上の点であり、E点とH点を結ぶ直線の延長線上の点である。

J点は、A点とB点を結ぶ直線上の点である。

K点は、D点とE点を結ぶ直線上の点である。

【解説】

(1) 座標値がマイナス、かつ、絶対値が大きな数値であるときの計算のヒント。

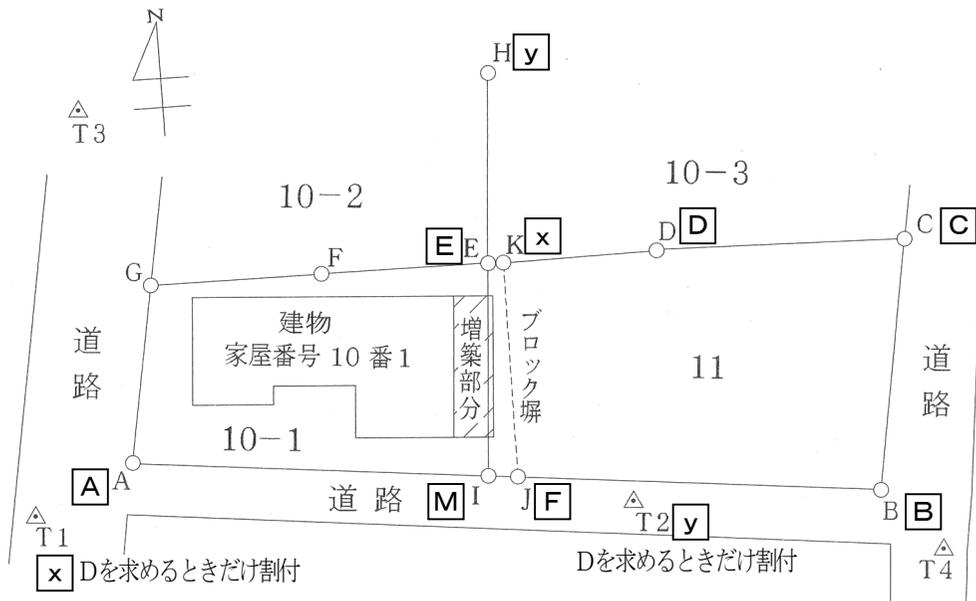
座標値の絶対値が大きな数値の場合の計算は、省略できる「<sup>く</sup>位」を省略した方が作業がはかどる（千の位や百の位の意味。）。

本問の計算中は、X座標値の $-50XXX.XX$ の $-50$ 、Y座標値の $-14YYYY.YY$ の $-14$ を省略できる（ただし、マイナスの符号を省略すると、計算の過程で算出する方向角が $180^\circ$  反対向きになるので注意。）。

もちろん、答案用紙には、 $-50XXX.XX$  や  $-14YYYY.YY$  に戻して座標値を記載すること。

なお、以下の解説は、X座標値もY座標値も省略せずに作成した。

(2) 筆界点とメモリーの割付を決める。



### 8-3 第3問（令和4年第21問より）

土地家屋調査士法務太郎が、次の〔調査図素図〕に示すA市B字八幡184番1の土地（C、D、E、F、G及びCの各点で囲まれた土地。以下「本件土地」という。登記記録上の地目は宅地、地積は584.75㎡。）を、

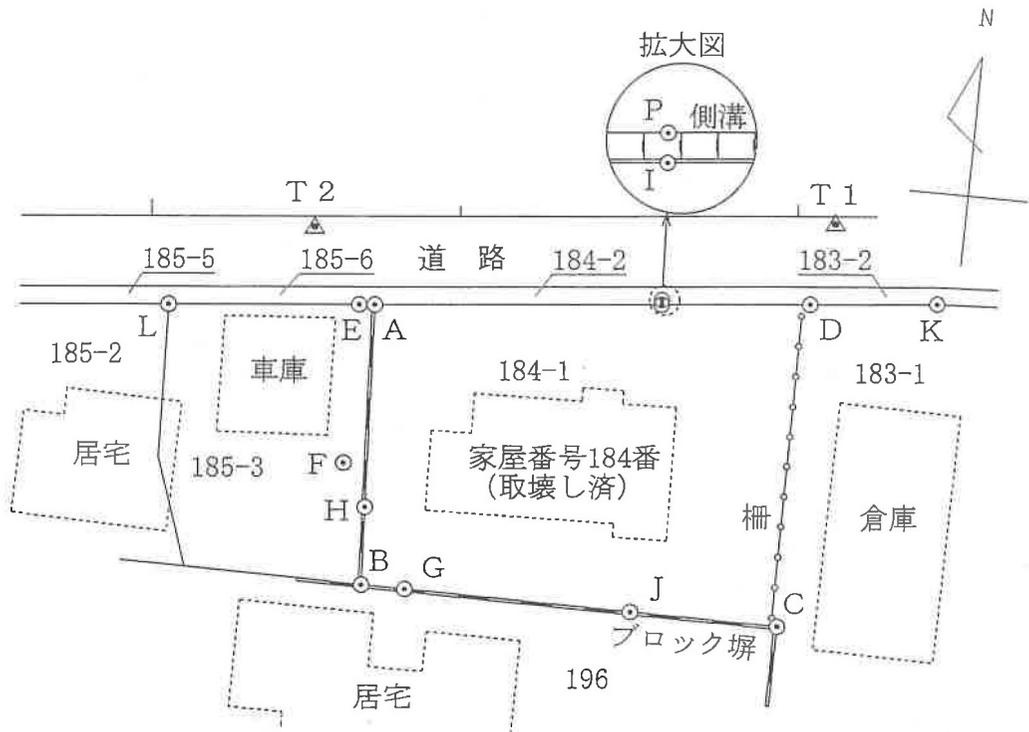
- ・ C、D、I、J及びCの各点で囲まれた「(イ)部分」
- ・ A、H、G、J、I及びAの各点で囲まれた「(ロ)部分」
- ・ A、E、F、H及びAの各点で囲まれた「(ハ)部分」

の3筆に分筆し、(ロ)部分の地目を宅地から雑種地に変更する、土地一部地目変更分筆登記を申請するものとして、

- ・ I点、J点及びP点の座標値
- ・ (イ)部分、(ロ)部分及び(ハ)部分の地積（申請書に記載する地積）
- ・ 地積測量図に記録する筆界点間の距離

をそれぞれ計算して求め、後記【第3問解答記載欄】に記載しなさい。

〔調査図素図〕



- (注) 1 A点とD点を結ぶ直線の北側にある側溝の北側部分に、ペンキで印を付けて、P点とした。  
 2 直線BCと、P点上を通り直線BCに直交する直線の交点をJ点とする。  
 3 直線PJと直線DEとの交点をI点とする。

【解説】

(1) 筆界点とメモリーの割付を決める。

